

ドイツ連邦共和国における「宗教学」の制度化を巡る諸問題

久保田 浩

1. はじめに

1919年に制定されたヴァイマル憲法において「国教会 Staatskirche」の存在が明示的に否定されている事実から遡及的に察せられるように、ドイツにおいては宗教改革、アウクスブルク宗教和議、ウェストファリア体制以来、ローマ・カトリック教会、プロテスタント諸教会（ルター派、改革派、合同教会）の政治体制との融合が常態であり続けていたと同時に、宗派ごとの社会の分断状況が固定化して来た。社会民主党を中心とする社会の自由化の動向の中で制定されたヴァイマル憲法に見られる、社会のこうした宗派的分断状況の克服の試みは、逆説的ながら、反自由主義的なナチ期において、政治制度化したキリスト教会の脱政治化を目的として、「社会の脱宗派化」というスローガンの下で促進されてきた。しかし、戦後にナチズムの過去への反省から、ナチズム期の教会の倫理的役割が再評価される中、社会の宗派的構成は寧ろ肯定的に評価されるようになっていった。他方、1871年に漸く国民国家として成立したドイツ帝国は、独自の宗派的性格を育ててきた各領邦（後の連邦州）から構成されており、各領邦ごとの宗教史的・文化史的背景が大きく相違していた。こうした地域ごとの宗教的・文化的相違はその後のヴァイマル共和国、ドイツ連邦共和国、そして社会主義政権下で宗教のプレゼンスが低下したドイツ民主共和国においても、その影響を色濃く残し、東西統一後現在に至るまで、例えば宗教政策・文教政策における主権は各連邦州に存していることから察せられるように、地域ごとの差異は顕著である。

政治体制と社会において支配的な宗教との融合故に、地域ごとの宗教的・文化的相違にも関わらず、宗教政策並びに文教政策は従来、制度化したキリスト教会の圧倒的存在を前提としていた。その為、社会内部に潜む文化的・宗教的な多元的状況（例えば、《非正統的》キリスト教諸派やユダヤ教会（シナゴグ共同体）の問題）は必ずしも社会内の宗教的多元化の契機として捉えられてこなかった。こうした認識が変化していくのは、1960年代以降の所謂「ガストアルバイター」の招致以後の、殊にトルコ系住民の多数派を成すムスリムの存在（1961年のハンブルクにおけるモスク建造以来、ドイツにおけるモスクの数は急増している）、更にはギリシャ並びに東欧諸国からの移民がもたらした諸正教会の存在（既存の教会堂を共有して奉神礼を行っている場合が殆ど）が契機である。それにより、社会の宗教的・宗派的（これは同時に民族的でもある）分節化がより一層顕著に現れているのが現状であると言える。

こうした宗教史的展開と現状とは当然のことながら、「宗教学 Religionswissenschaft」¹なるものの内容的かつ制度的展開にも多大の影響を与えてきており、例えば公教育における宗教科 Religionsunterricht²のあり方を巡って、「宗教学」がこうした宗教的な多元的状況において宗教科の内容的かつ制度的拡充に如何に貢献し得るのか、その歴史と現状に対して如何なる批判的問いを提起し得るのかといった問題に直面させられている（例えば、倫理科、哲学科、イスラーム宗教科の導入やその内実を巡る議論）。これは一つの例に過ぎないが、文教・宗教政策の方向性とも密接に関連するこうした社会内部の動向が、「宗教学」なるものの自己理解と外部へ向けての

自己表現を、規定はしないまでも、それを強烈に方向づけていることは否めない。

本稿では、このような宗教史的背景並びに、昨今の宗教的な多元的状况を考慮しつつ、「宗教学」なるものが歴史的にそして現在において、如何なる存在として立ち現われ、また自己を理解しようと努めているかを考察することで、ドイツという地域における学問的宗教研究の特徴を解明していきたい。その際、紙幅の都合で、制度化を巡る諸問題を中心に論じていくが、学説史的及び方法論的議論についても、その都度重要と思われる場合に言及していきたい。

2. 「宗教学」の制度化の歴史と現状

(1) 高等教育における「宗教学」

まずは、高等教育機関における昨今の「宗教学」のプレゼンスの実態に関して述べておく。

2011 年末の時点で、ドイツ連邦共和国内には高等教育機関は 421 校あるが（総合大学 108 校、教育大学 6 校、神学大学 16 校、芸術大学 52 校、専科大学 210 校、行政専科大学 29 校）³、その内 108 校の総合大学に限って言えば、「宗教学」、「宗教史 Religionsgeschichte」（この二つの名称を巡る問題は後述する）、或いはそれに類した名称の下で、宗教研究が学べる大学は 22 校に限られている（参考資料①）⁴。教育大学や神学大学においても、「宗教学」並びにそれに類する名称の科目が提供されているが、ここでは「宗教学」を専門的に学ぶことが目的とされていないので本稿では除外することとする。

ドイツにおける昨今の高等教育制度に関して論じる際に注意すべきことは、ヨーロッパ諸国は 1999 年以降 2010 年の導入を目標に、学部（「バチェラー」学位の取得）、大学院（「マスター」学位の取得）の一貫した教育を基本構造とする、ヨーロッパにおける統一的な高等教育システムの設置を目指してきた（所謂「ボローニャ宣言」）⁵ことである。現在は、その評価がなされようとしている時期に当たっている。ドイツは以来、それぞれ 3 年（6 学期）、2 年（4 学期）の「バチェラー」課程、「マスター」課程を標準とする新たな高等教育システムの構築を目指してきた。しかし、それが従来のドイツにおける大学教育の現状並びに理念と合致していないこともあり、また連邦州ごとの文教政策或いは学問領域ごとの性格の相違から、必ずしも整合的なシステムとしては機能しておらず、現在でもまだ模索過程にあるのが実情である。従って、本稿で扱う「宗教学」の制度化の問題について考察する場合にも、高等教育制度そのものがこうした過渡的な状況の中にあることを忘れてはならない。後段で扱う新たな試みも含め、それらは学問制度化に向けての実験の段階にあるものであって、それが長期的な或いは確立した《実態》を表現しているものと看做されてはならない。提示されている《理念》と《制度化された現実》と《機能している現実》とは決して重なっていないことは銘記しておかねばならない。

このような事情故に、参考資料①に暫定的にまとめた資料も決して、本稿執筆時の完全な情報を網羅しているものではないことは、予め断っておかねばならない。各大学や連邦州においては、バチェラー・マスター制度の導入並びに制度化の進度はまちまちであり、多くの場合旧制度との並存状況が続いている為、容易にその概要は捉えがたい。例えば、参考資料①の「課程」の欄にある「修士」は、一方では旧来のマギスター課程と新設のマスター課程が混在しているのが実情である。更に、前者は漸進的に後者によって取って代われつつあるという趨勢は認められるものの、マスター課程の制度的確立は漸く端緒につき始めた段階である故に、それぞれの大学にお

ける認証評価の段階もまちまちであり、暫くは課程自体の内容的・形式的変更の可能性は大いに残されている。因みに新設のバチェラー課程はマスター課程が導入されている場合には既にその前提として導入されていることが多いことから、参考資料①では敢えてバチェラー課程については言及していない。

こうした留保があるものの、まず、この参考資料①から読み取られる二つの特徴を指摘しておきたい。第一に、この資料の一つの典拠である、ドイツ宗教史学協会（現ドイツ宗教学協会。後述）編の資料集が如実に示しているのは、「宗教学」の制度化を考える場合、それが《神学的》か否かという判断基準が現在においても適用されていることである。即ちこの資料集の構成から理解されるのは、「宗教学」なるものの成立の歴史的過程を、「神学」から《解放》された学問分野の制度化として捉える視点である。このように指摘すると、《非規範的》な「宗教学」の（制度史を含む）学問史的展開は、《規範的》な「神学」からの《解放》、《独立》の過程であったのであるから、こうした基準が採用されているのは当然ではないか、という反論が出てこよう。けれども重要なことは、こうした理解を教科書的知識として無反省的に前提とするのではなく、この理解が、「宗教学」の制度化の過程の実態を反映しているのか、それとも理念的な（将来的実現を希求する）「期待の地平」（R・コゼレック）という認識論的視座から語られた語りであるのかを見究めることであろう。現在において、ドイツにおいて「宗教学」なるものを規定しようとする試みが、学問制度化し、社会において宗教を語る学問として成立してしまっている「神学」なるものを、《他者》として設定し、その《他者》との関係における自己規定という形で現れてきているという現実が物語っていることは、この《他者》としての「神学」像（の一部）、即ち、「規範的である神学」という像が、「宗教学」が「宗教学」たり得る為に不可欠の陰画として要請されているということであり、そのような自己理解を提示する「宗教学」が創り出しているものでもある、ということである。「神学」は実体として、とりわけ制度化されたものとして存在しているが、「宗教学」が自己規定の為に必要としている「神学」がそれを反映しているとは必ずしも言えない。資料集の編纂責任者であるキッペンベルクとグラディオゴウは、20世紀初頭の状況を回顧して、「神学と宗教学との関係は今日ほど歪なものではなかった」⁶と指摘しているが、まさにこうした発言が示唆しているのは、「今日」においても、否、「今日」においてこそ、自己の陰画としての「神学」との関係規定が「宗教学」の自己規定の為の課題であり続けているという事実である。但し、「宗教学」が生み出す他者像と自己像の問題は、必ずしもドイツに限られるものではなく、「神学」が《学問》として制度化している地域においてすべからく生じてくる問題であって、北米における《学問的》、《科学的》宗教研究の確立と普及を目指す動向にあっても如実に観察される現象である。

第二点として、現在の大学制度において「宗教学」が学ばれる場合、公教育における教科教育の教職資格獲得が大きな位置を占めているということである。先述のように、基本法において宗教科が公教育における正課として定められているドイツにおいて、中等教育における宗教科教員の養成は大学に委ねられている（初等教育における宗教科教員は、主に教育大学において養成されている）。ドイツの公教育における宗教科の問題についてここでは詳述できないが⁷、ここでは少なくとも以下の点を指摘しておきたい。ドイツにおいて《伝統》のある宗教団体（ローマ・カトリック教会、ルター派教会・改革派教会・合同教会のプロテスタント諸教会、ユダヤ教会等）

は、「公法上の団体」として法制上の特権を享受しており、各宗教・宗派（或いはその宗教・宗派を代表する機関）が、各連邦州文化省と共同で定めた学習指導要領の枠内で、主体として提供している。法的にはこのように、宗教科は第一義的かつ形式的には宗派教育として捉えられているが、一方で、宗教科の授業に出席を免除されている生徒には、その代替授業（各連邦州ごとに相違しているが、倫理科、哲学科、生活科等々の名称を持つ）への出席が義務付けられている。それらの教科の教員養成も大学に任されており、「宗教学」は他の学問領域と共に（或いは競合しつつ）その教員養成に関与している。つまり、大学において「宗教学」関係科目を履修するのは、「宗教学」を専攻する学生と、宗教科並びにその代替教科教職課程の学生である。

いずれの場合においても、先述した、《他者としての神学》の学問制度化である神学部との関係が、大学制度の中における「宗教学」の位置を測るための一つの指標であることに変わりはない。そこで参考資料①に列挙した全55課程の内訳を（A）神学部における課程、（B1）宗教科教職課程、（B2）他教科教職課程、（C）その他の学部における課程に分けて考察してみよう。資料に列挙してある全課程の内、（A）は17課程、（B1）は12課程、（B2）は10課程、（C）は16課程である。

（A）神学部における課程

ドイツにおける宗教研究は大学制度史的に見た場合、必ずしも神学部と密接に関連していた訳ではない。例えば、古典古代の諸宗教の研究は、勿論歴史学、文献学、考古学の枠内で進められていたし、同時代の諸宗教現象は、民族学、そして後発の社会学の中でも研究されていた。つまり、神学部と関連してくるのは伝統的には、哲学史的テーマを取り扱う場合、心理学的テーマを取り扱う場合⁸、キリスト教との接触が認められる諸宗教を論じる場合、オリエント宗教史を論じる場合であった⁹。但し、注目すべき点は、これら哲学、心理学、キリスト教との歴史的・同時代的接触を扱う諸領域、オリエント宗教史は、神学部の研究・教育の範疇の幾つかに見事に相応していたということである。哲学・心理学的テーマは教義学（組織神学）として、キリスト教との接触に関する諸問題は教会史・宣教学として、オリエント宗教史は聖書学として論じられるのが常であった。

こうした歴史的背景は、神学部内で「宗教学」関係の授業を提供している母体の名称にその影響を残していることがわかる。まず第一に「宗教史 Religionsgeschichte」を冠する学科・講座の存在である（3講座）。これは《歴史研究》が人文諸学問の規範学として確立、普及した19世紀を通して、とりわけプロテスタント自由主義神学から発展してきた《宗教史学派》に見られる学問的前提に由来するものである。《宗教史学派》はキリスト教の発生を、その当時のオリエント社会、ヘレニズム社会、そしてそう名づけられた「後期ユダヤ教」世界（所謂第二神殿期）における宗教史的状況との連関から解明しようとするものであり、その歴史主義的理解と「キリスト教の絶対性」主張を伴う護教論的立場とが織り合わさったスタンスに立っていた¹⁰。但し、昨今は「宗教史」が宗教研究一般を指し示す傾向は如実に後退している（後述）。

第二は、宣教学との連関の中で「宗教学」乃至は「宗教史」が位置づけられている場合である（3講座。後述するボーフム大学の宗教研究の旧講座名「諸宗教の神学」を含めれば4講座）。この点は、神学部の中において非キリスト教関係の諸現象を論じることが、教会史の対象として（例えば、所謂「異端」、「異教」として）扱われる場合と並んで、実践的に宣教地域の宗教的・文化

的実態の解明、並びに現在の宣教にとって不可欠と考えられている現代社会特有の宗教性（例えば、ニュー・エイジ、スピリチュアリティ等）の研究として進められていることと関連している。

視点を学科・講座名の歴史的背景から教育の実態へと移してみれば、「宗教学」関連の科目の履修は、聖職者国家試験を以って修了とする場合、神学学位（バチラー・マスター）を以って修了とする場合、教職資格取得を以って修了とする場合に大別される。最後のケースは、宗教科か或いは別の教科の教職資格（宗教科の代替科目）かに分かれている。そのそれぞれについて、具体例を挙げながら考察していこう。

例えば、フランクフルト・アム・マイン大学のプロテスタント神学部は、「宗教学」関連科目の履修を神学学位取得の為の必修科目としている数少ない神学部の一つである。聖職者資格（神学国家試験に基づく）の取得並びに神学マスター学位取得は、この大学に限らず、ドイツにおけるプロテスタント諸教会の連合体である、ドイツ福音主義教会（EKD）が定める統一規定に基づく。それによれば¹¹、学ぶべきとされる伝統的な主要 5 領域（旧約聖書・新約聖書・教会史・組織神学・実践神学）と並んで、「宗教学・文化間神学」という科目（das Fach Religionswissenschaft und interkulturelle Theologie）が挙げられている。この「宗教学・文化間神学」の内容としては、①宗教学の理論と方法、②諸宗教の歴史と現在、③文化間神学・宣教学、並びに文化間対話、の三つが挙げられている。この統一規定では、これ以上の詳細は定められていないが、フランクフルトのプロテスタント神学部は、国家試験課程・マスター課程履修規定の中で以下のように規定している¹²。この履修規定では、EKD の「宗教学・文化間神学」が、「宗教・宣教諸学 Religions- und Missionswissenschaften」と読み替えられており、具体的には基礎課程で、「宗教学の理論と方法」（入門演習）、「諸宗教の歴史と現在」（入門演習）か「体系的宗教学・比較宗教学・宗教現象学」（入門演習）のいずれか、その他、講義、演習の修得が求められており、専門課程には、宗教学関連の科目履修は求められていない。

(B1) 宗教科教職課程

先述のように、ボン基本法によって公教育における正課として定められている宗教科は、教育権者並びに本人の選択により、宗派・宗教別に提供されており、中等教育機関の宗教科教員は、諸大学のカトリック、プロテスタントの神学部、ユダヤ研究専門学校（ハイデルベルク）等で提供されている。

例えば、フランクフルト大学プロテスタント神学部における宗教科の教職課程（ギムナジウム）での「宗教学」は、「聖書学基礎」「旧新約学」「組織神学」「宗教教育」「学務」と並ぶ「教会史・宗教学」という下部領域の一つとして位置づけられ、具体的には宗教学入門演習或いは入門講義、宗教学演習の履修が定められている¹³。

(B2) 他教科教職課程

殆どの連邦州において、公教育において宗教科の履修から免除されている生徒は代替授業への出席が義務づけられている。多くの連邦州では、「倫理科」「哲学科」の名称で提供されているが、とりわけ「宗教学」がその教員養成に顕著に関与しているのは、ブランデンブルク州の「生活形成・倫理・宗教知識科」（1996年に正課として導入、その後宗教科との選択必修科目）と、ニーダーザクセン州の「価値・規範科」である¹⁴。こうした代替科目の特徴は、宗教科に見られる多かれ少なかれ宗派教育的な傾向とは意識的に一線を画し、「宗教的・世界観的中立」をモットー

にしていることにある。

ヘッセン州（代替科目は倫理科）にあるマールブルク大学では、倫理科教職課程を提供している。そこでは、選択必修モジュールの一つに「宗教学」が設置されており、哲学部宗教学科が提供する「宗教学」関連の二科目の履修が求められている¹⁵。ブランデンブルク州の「生活形成・倫理・宗教知識科」は、導入当初は宗教科に代わる正課として構想されており、その教員養成課程の構築の課程では、哲学、社会学等と並んで「宗教学」が指導的な役割を果たし、ポツダム大学において宗教学講座が中心となって課程が運営されている。この課程では7つの必修モジュールの一つが「宗教学モジュール」で、その内容は三部構成で、（1）宗教史（キリスト教、ユダヤ教・イスラーム、諸世界宗教と現代宗教性、宗教史資料）、（2）諸宗教の主題（諸宗教の根本問題の宗教間比較）、（3）論文作成、となっている¹⁶。ニーダーザクセン州の「価値・規範科」の教職課程においても「宗教学」の関与は顕著である。そこでは、「宗教学モジュール」は、「実践哲学モジュール」「実践哲学・理論哲学モジュール」「教育実習」と並んで4つの必修モジュールの一つを成している¹⁷。

これらの例からわかるように、神学部の国家試験課程・マスター課程においては、「宗教学」は、宣教学或いは「文化間神学」という名称の下で、宗教史的情報獲得並びに宗教現象学的な《他》宗教理解を目的とした基礎科目として位置づけられ、宗教科教職課程においては、歴史的知識獲得の機会として位置づけられていると言えよう。また代替科目教職課程においては、哲学との協働の下で、同様に宗教史的知識の伝達という役割を担っていると言える。

（C）その他の学部における課程

この（C）に分類される16課程が、所謂《独立した》「宗教学」の課程であると言えるが、（A）として暫定的に分類しているような、神学部内において「宗教学」講座或いは課程が存在している場合もあり、（A）と（C）との明瞭な区別は困難である。更にその内、神学部以外との学部横断的課程ではなく、神学部内の課程にとどまっているのはフランクフルトの1課程のみである（但し、この課程も、カトリック神学部とプロテスタント神学部の学部横断的課程ではあるが）。

まず、比較の為に、（A）に数えられるフランクフルト大学の「宗教学」から考察してみよう。

先述のように、フランクフルト大学プロテスタント神学部は、神学国家試験課程、神学学士・修士課程、聖書科教職課程を提供しているが、それと並んで、「比較宗教学」学士・修士課程（主専攻・副専攻）、並びに「宗教学－イスラーム宗教」学士・修士課程（主専攻・副専攻）を提供している¹⁸。

これらの課程における「宗教学」とは、「文化間の文脈において、歴史と現在における宗教的諸現象を、方法的に正確かつ整合的に把握することに努める」学問分野であるとされている。フランクフルトにおける「宗教学」の重点は、「経験的な諸文化の多様な方法と、主観的な宗教的解釈の視座にも着目する解釈学的・対話的な方向性をもつ宗教現象学」による研究にあると特徴づけられている。「イスラーム宗教」課程においても、イスラームの全領域を「体系的、歴史的、文学的、現象学的に」解明することを目的として設定している。修了後は、勉学を通して獲得された「文化間・宗教間能力」に基づき、社会政治的領域（外国人局、移民局等）、文化的領域（成人教育、ジャーナリズム等）、宗教的領域（教会、モスク）における活動が期待されている¹⁹。

教育内容としては、学士課程の基礎モジュールにおける修得目的として「諸世界宗教並びに宗教学の最も重要な方法に関する基礎知識」、「記述的・文化的方法論と現象学的・超越開放的 *transzendentzoffen* 方法論を巡る議論」、「聖典、神学・存在論、宗教的实践へのアプローチ」、「宗教比較論」、「経験的研究の諸方法」を学ぶことが挙げられ、そして専門モジュールとしては、「応用宗教学（寛容、対話、エコロジー、紛争研究、宗教批判、倫理）」、「歴史的・経験的資料論」、更に宗教学の理論と方法に関する専門的学びが求められている。学際・選択モジュールには、「宗教哲学」、「経験的宗教研究」が提供されている²⁰。修士課程において提供される科目群やモジュールは学士課程に準じて整えられているが、修士課程において特徴的なのは、必修モジュールとして「宗教とテキスト」（テキスト解釈、テクスチュアリティ）、選択必修モジュールとして「言説における宗教」（文化間神学、宗教間対話、進化論と宗教、脳科学と宗教）に関する科目の履修が求められていることである²¹。

以上の「宗教学」の内容規定並びに教育内容の概観が示していることは、この神学部における「宗教学」は、「現象学」を鍵概念として構想されていることである。この「現象学」は、「超越」への言及を宗教者の内在的視点の表出と見做し、その内在的観点との対峙を、「対話」という形での「応用宗教学」並びに「文化間神学」への前提とするものであると捉えられている。それに並行して「記述的・文化的」アプローチに言及されているが、その両者の関係が如何に規定されているかは、履修要領からは明確には読み取れない。その両者が相補的な関係にあると読み取られる記述がある一方で、方法論を巡る両者の間の「論争」²²があることは少なくとも前提とされているようである。フランクフルト大学神学部に限らずに、「現象学（的）」という概念の使用様態を見ていくならば、これは嘗ての「神学」vs「宗教学」という対立図式が、現在では「現象学」vs「文化学」という二項対立図式へと語用論的に変化してきていると見ることもできる。そして前者の「現象学」は、先述の EKD の規定にある「文化間神学」という概念と交換可能なものとして使用されているという傾向が認められ、「文化間 *interkulturell*」「宗教間 *interreligiös*」という形容詞と共に、文化的・宗教的な多元的状况にアプローチする一つのスタンスを示唆していると捉えることもできよう。

次に、神学部ではない学部において設置されている「宗教学」関係の課程を、ボン大学を例に見てみよう。上でフランクフルト大学を考察の対象にしたのは、それが神学部の内部にあって独立的に「宗教学」を展開している例外的な事例であったからであるが、ボン大学に着目するのは、ボン大学の「宗教学」がカール・クレメン、グスタフ・メンシク以来の《伝統》を有しているというだけでなく（1920年設置）、そこで提供されている「宗教学」が最新のバチェラー・マスター課程の一つであるからであり（2012・13年冬学期から実施）、それを通して、現時点におけるドイツにおける「宗教学」の一つの方向性を例示している事例だと思われるからである。

ボン大学の宗教学科²³は現在、哲学部内のオリент・アジア研究部門の中に位置している。2004年以前は哲学部内の一独立分野であったが、オリент・アジア研究部門の設置（バチェラー・マスター課程に伴う改編）に伴い、この研究部門の一組織として改編された。この研究部門はバチェラー課程として、「宗教学」を重点領域とする課程（アジア研究・宗教学課程）と、アジア研究部門内のもう一つの重点領域と併行して学ぶことができる課程（アジア研究・比較宗教学課程）とを有している。後者の履修科目数は当然前者に比べて少なくなっているが、基本構

造は同一である。

ボン大学の「宗教学」は、「宗教学は、歴史的な、そして同時に体系的な研究を行う文化学である」という自己規定に基づき、宗教史的資料を「精神科学的・解釈学的」な観点から取り扱うものであるとされている。政治、経済、社会、文化諸領域における宗教現象を分析することで、「他伝統」の理解に資するものであるとも捉えられている²⁴。

宗教学課程において提供されているのは、まずアジア研究としての基礎を成す当該言語コース並びに、アジアの歴史と現在に関する授業（最初の2学期間）であり、2年目、3年目（3学期目から6学期目）において、以下の4つの選択必修モジュールの履修が求められている。逆に比較宗教学課程においては、最初の2学期で「宗教学」関連のモジュールの履修、2、3年目に「宗教学」関連の選択必修科目と併せて言語コースが履修されるようになっている。第一モジュール「宗教学基礎」は、「宗教学」の基礎概念（「宗教」「神話」「倫理」等）が主題化されると同時に、重要な「聖典」並びに宗教史的資料が論じられ、こうして宗教史的連関の概略の知識の獲得が目指される。第二モジュール「西アジアにおける宗教と社会」においては、イスラーム諸地域における文化的・宗教的な多元的状况に関する知識の獲得が目的として設定されると同時に、そうした多元的状况への学問的アプローチの諸問題が論じられる。第三モジュール「アジア・ヨーロッパ諸宗教比較の中心問題」では、近東の諸宗教を事例に宗教的多元化によるそれらの変容を顧慮しつつ、それらと諸世界宗教における諸々の実践形態との比較を巡る理論的問題が深められる。第四モジュール「南アジア・東南アジアにおける宗教と社会」では、支配的宗教と少数派の宗教との間の相互連関が、社会に対するその積極的・否定的影響力という観点から論じられると共に、多民族・多宗教社会を分析する為の理論的諸問題についても主題化される。

マスター課程（アジア学・重点領域宗教学）²⁵では、アジアにおける宗教的な多元的状况が重点的に主題化されている。諸宗教間、諸宗教の担い手の間（諸民族間）の接触と緊張とが将来の宗教研究にとって有する意義が強調され、その際、宗教史的研究が不可欠の前提となると説かれている。そしてバチェラー課程と同様、宗教史研究と体系的研究との有機的連関の重要性が指摘されている。当該言語コースの履修と並んで3学期間（4学期目は論文執筆に充てられる）で履修が求められている5つのモジュールは、「アジアにおける諸宗教の多元的状况—方法論基礎」、「インド文化地域の宗教史」、「文化間宗教研究の問いと課題」、「イスラーム世界の宗教史」であり、そして第3学期目の履修が求められている第5モジュール「宗教学研究」は学生の研究の方向性に依じて、体系的或いは歴史的な主題が選択されることになる。

このように、フランクフルト大学の神学部内における、対話的・現象学的「宗教学」とは明瞭に異なり、ボン大学では「宗教学」が、宗教間接触に起因する多元的状况を宗教史的な文脈において位置づける営みとして、「文化間神学」ではない「文化間宗教研究」として特徴づけられていることがわかる。更に、ボン大学では、アジア研究という特定地域を対象とする学問領域の中に「宗教学」が位置づけられ、同時に宗教史的アプローチを前面に押し出すことによって、二重の意味での《他者学》（アジアという《他者》、歴史という《他者》）としての「宗教学」という自己理解が見られるのが特徴的であるといえよう。ボン大学以外の《狭義の》「宗教学」講座を一瞥してみれば、それぞれの大学における自己規定に多少の強調点の違いは認められるものの、ボン大学の「宗教学」の自己規定並びに自己を取り巻く環境への視座（「宗教的・文化的な多元的

状況、「文化学・文化間研究」、地域的・時間的《他者》への眼差し)は昨今の「宗教学」の特徴であると看做され得る。それを、嘗てのように《非神学的》と、或いは現在の「宗教学」の一部で為されているように《非宗派的》²⁶と形容することの是非は措くとして、フランクフルト大学に見られるような、「文化学」と一定の距離を保つ「対話」的「宗教現象学」、「超越」への問いに開かれた《自己》への眼差しを含みこもうとする「宗教学」とは、明瞭な対照をなしていることは容易に理解されよう²⁷。

(2) 研究関連の制度化

次に、高等教育制度から離れて、研究関連の制度化の状況に目を移してみよう。ドイツにおいて「宗教学」を冠する学術雑誌が最初に刊行されたのは1886年のことである。後述のように、ドイツの高等教育機関において、そして研究機関或いは学術団体として「宗教学」が制度化されていくのは、他のヨーロッパ諸国に比べて比較的遅かったが、学術雑誌の刊行はこのように比較的早くから試みられていた。この最初の「宗教学」の学術雑誌は、『宣教学・宗教学雑誌 *Zeitschrift für Missionskunde und Religionswissenschaft*』(1939年まで)であるが、その刊行母体は、自由主義プロテスタント神学の立場に立つ普及福音新教宣教学協会(後の東亜宣教会)であった。この宣教学団体の機関誌が「宗教学」を掲げているのは、この団体で指導的な役割を果たし、また機関誌の編集に関与していたのが、マックス・ミュラー、ルドルフ・オットー、ヘラルドゥス・ヴァン・デル・レーウ、ヨアヒム・ヴァッハ等の「宗教学者」等であったことと関連している。その他、「宗教学」を冠した学術雑誌としては、『宗教学アルヒーフ *Archiv für Religionswissenschaft*』(1889年-1942年)、『宣教学・宗教学雑誌 *Zeitschrift für Missions- wissenschaft und Religionswissenschaft*』(1919年-現在まで。「宗教学」がタイトルに掲げられるようになったのは1928年以降)が挙げられる。前者は、ストックホルム宗教学協会とハイデルベルク学術協会の共同編集で、その刊行はヨーロッパにおける「宗教学」の国際的連携が芽生え始めた時期と重なっているが、ナチズム期には《民族主義的宗教学 *völkische Religionswissenschaft*》を代弁するイデオロギー的立場に立つこととなる。後者は、ベネディクト修道会を母体とする国際宣教学研究所によって編纂され、現在に至るまで継続している、「宗教学」の代表的な学術雑誌の一つである。このように、当初の「宗教学」の学術雑誌は多かれ少なかれ、宗派的或いは政治イデオロギー的傾向を有していた²⁸。第二次大戦後は、ライデンの Brill 社から『宗教史・精神史雑誌 *Zeitschrift für Religions- und Geistesgeschichte*』(1948年-現在に至る)、ドイツ宗教史学協会編『宗教学雑誌 *Zeitschrift für Religionswissenschaft*』(1993年-現在に至る)等、《非宗派的》雑誌が刊行されている。

この点で注目し得るのが、宗教研究関係の学術団体の存在である。この『宗教学雑誌』は、戦後のドイツにおいて設立されたドイツ宗教史学協会 *Deutsche Vereinigung für Religionsgeschichte (DVRG)* が刊行している雑誌であるが、この協会は1950年にアムステルダムで開かれた第7回国際宗教史会議で *International Association for the History of Religions (IAHR)* の設立が決議された後、同年に *IAHR* ドイツ支部として、ドイツ語圏において初めて誕生した宗教研究の学会である(同協会は2006年にドイツ宗教学協会 *Deutsche Vereinigung für Religionswissenschaft (DVRW)* に改称された。後述)²⁹。こうして、ドイツにおける「宗教学」の最初の学術団体は、*IAHR* との緊密な関係の下で展開してきたことが理解されるが、それは同時に、ドイツ国内において多様な制度的状

況の中で活動していた宗教研究者が1950年になって漸く、「宗教学」を掲げる学術的組織の中に統合される機会を得たことを意味している³⁰。しかし一方、IAHRと直接的な関係を持つDVRG（DVRW）のみがドイツにおける宗教研究の学術団体ではないことには顧慮しておく必要がある。例えば、1970年にドイツ宗教史研究協会 Deutsche Religionsgeschichtliche Studiengesellschaft (DRSG) が設立されているが、これは宗教現象学の伝統を引き継いだ学術団体である³¹。また、ドイツにおけるプロテスタント神学の学会である神学学術協会 Wissenschaftliche Gesellschaft für Theologie (WGTh)が1973年に設立されたが、その下部領域の一つには、伝統的な神学の下部領域と並んで「宗教・宣教学 Religions- und Missionswissenschaft」が一部門として設置されている³²。無視し得ないのは、宗教研究者の多くがDVRWのみならずWGThのこの部門にも属して活動しているということである。そして、この部門は1999年に「宗教学・宣教学 Religionswissenschaft und Missionswissenschaft」部門へと改称しており、「神学」の一分野としての「宗教・宣教学」（即ち、「宣教学」の一分野或いは一補助学問としての「宗教学」）から、相互の研究対象上の親縁性にもかかわらず、「宣教学」から独立した、それと明瞭に区別されるべきディシプリンとして捉えられるようになってきていることを示している³³。

（3）制度史的概要

後段で「宗教学」と「神学」との関連を改めて考察する為の前提として、ここでは「宗教学」の制度史的概略をまとめておこう³⁴。

「宗教学」が近代的《宗教》概念の成立と並行して誕生してきたものであることは言を俟たない。即ち、「宗教学」が社会内で要請される為の状況とは、近代において《宗教》が政治的に、社会的に、文化的に（つまり《学問》の対象としても）関心の対象となるという状況である。社会の産業化・工業化による社会構造の激変並びに近代国民国家の政治的規格化は、主観的のみならず間主観的・集合的意味における《人生の意味づけ》のシステムとして機能していた既存の《宗教システム》の意味の問い直し、伝統的な《宗教的価値》の妥当性への問いを惹起せざるを得なかった。こうして制度化した学問の内外において《宗教》の過去・現在・未来に関する同時代診断が試みられ、複数形の《諸宗教》の現状と将来的展開（没落）の可能性と併せて、単数形の《宗教》の必然性、必要性、妥当性或いは無用性への問いが展開していくこととなる（例えばドイツの文脈においては、既成の制度内の改革派ユダヤ教、カトリックの典礼改革運動、「自由プロテスタントイズム」の運動のみならず、自由宗教運動、ヘッケルの一元論運動、青年運動、生活改革運動等、様々な《諸宗教》内部並びに《宗教的》、《精神的》、《文化的》革新運動等）。《学問》としての「宗教学」の制度化はそうした問いへの回答の一つの試みでもあった。

周知のように、高等教育機関における「宗教学」関連の科目提供並びに講座の設置は、ドイツにおいては他の諸国に比べて遅れをとった。1873年のジュネーブを皮切りに、アメリカ合衆国、オランダ、フランス、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、日本、イギリスと続き、1910年にベルリン大学、12年にライプツィヒ大学において「宗教学」講座が設置されることとなる。興味深いのは、ベルリンの講座は、プロテスタント自由主義神学出自のデンマーク人エドヴァルト・レーマンによって、ライプツィヒの講座はスウェーデンのルター派神学者・宗教史家ナーター・ゼーダーブロムによってその端緒が開かれていることである。この関連で繁く指摘されるの

が、1901年のベルリン大学でのプロテスタント自由主義神学者アドルフ・フォン・ハルナックの学長就任講演「神学部の課題と一般宗教史」の影響である。ハルナックは確かに、神学部内における宗教研究諸学の重要性を説き、独立した宗教研究の意義を否定していることから、この講演が「宗教学」の制度化を遅らせた一因であったと学説的に頻繁に指摘されることも理由のないことではない。そしてそれは、ベルリンとライプツィヒの講座が「宗教学」の《先進国》からの学者を迎えて設立されざるを得なかった事情の一端を説明してくれるであろう。けれども1910年のベルリンを皮切りとして、20年代以降、神学部内外において「宗教学」は確実に地歩を固めていったことも否定しようのない事実である。ハルナックの講演が「宗教学」の歴史にとって有する意義は、制度化を遅らせたということよりは、神学(部)との関係規定という、ドイツの「宗教学」のアイデンティティにとってのアポリアを生み出したことに存すると言えよう。その後ナチズム期には、「宗教学」は、キリスト教神学に対する、ナチズムの民族主義的イデオロギーの《代替神学》として次々と新設され、戦後の《ドイツ宗教学》の制度的基盤が作り出されることとなる。1960年代以降には、一方で神学部の外部における講座が急増すると共に、他方、神学部内部での重要性の認識が高まり、宣教学に付属する或いはそれと連結させられる形で講座が新設されていった。因みに、参考資料①に挙げた55課程の内、神学(部)と完全に無関係な課程は19課程である(備考欄に「*」で示してある)。

以上の制度的概略を踏まえた上で、ここでは以下の二つの特徴を指摘しておきたい。第一に、「宗教学」の制度化の歴史において、神学なるものからの《独立》のプロセスなるものが存在したとするならば、それは現在においてもまだ継続中であるということである。それが同時に意味しているのは、神学の側においても自らを「宗教学」として理解或いは外部に対して自己をそのようなものとして提示しようとする動きも活発化しているということである。とりわけ、神学の側から、神学こそが「宗教学」であるという主張が展開されたり、「宗教学」との積極的な協働が提案されたりしていることにそれは如実に現れている。

第二に、宗教研究者は、神学部、歴史学部、社会学部等々、制度が強制的に課してくる特定学問分野への制度的所属という枠内で、ある学問分野内における宗教に関係する個別問題の担当者という自己理解から、その分野内に制度的に所属し続けながらも、《宗教》を《全体的連関の下で》展望する宗教専門家(「宗教学者」)としての自己理解を持つようになってきていると言える。換言すれば、「宗教学」なるものの制度化は、大学制度的にも社会的にも必ずしも要請されてはならず、現状の制度的枠内で、或いは《学際的》な協力関係の下で宗教研究を推し進める傾向が見られるようになっている。学部横断的な「宗教学」課程の設置の試みや後述するボーフム大学の例は、この傾向を見事に体現しているものと看做されよう。

3. 神学から見た「宗教学」

しかしながら、こうした傾向があることを承知の上で、ドイツにおいて「宗教学」と神学との関係規定がどのように模索されてきているのかについて、改めて言及しておくことは無意味ではなからう。

先述のハルナックの講演のもう一つの帰結は、宗教研究を一方で神学部へ、他方で《非神学的な》哲学部へと分断したことである。それと同時に、宗教研究が、神学研究(ヘブライ語聖書・

新約聖書研究への準拠)を参照枠として、《文献学化》していき、他の社会科学研究の方向性との間に一種の《分業》体制が出来上がっていったことである。

「宗教学」と神学との関係規定を巡る諸問題は、前節で略述した歴史的背景から生じているが、その錯綜した関係は、20世紀初頭より「宗教学」の辞典としての評価が確立している『歴史と現在における宗教 Die Religion in Geschichte und Gegenwart (RGG)』において明らかに現れている。その第1版(1909年-1913年)では、「宗教史は…広範な歴史科学全体の中の一部」であって、ただ「特別な学問分野」として神学の中に便宜的に位置づけられるものであるとされている。第2版(1927年-1932年)、第3版(1957年-1965年)、そして第4版(1998年-2007年)では、『神学と宗教学の為の小辞典 Handwörterbuch für Theologie und Religionswissenschaft』という副題が付されている。この辞典は版ごとにある特定の時代的傾向が如実に見られるが、第1版はプロテスタント自由主義、第2版は宗教史学派、第3版はカール・バルトの神学、というドイツプロテスタンティズム内部の神学的傾向(その都度、《先端的》と看做された潮流)に基づいて編纂されており、第4版は学際性(神学と他の学問領域との対話)と国際性(非ドイツ語圏の研究者の執筆)が重要視されている。この辞典の各項目の記述のされ方から理解されることは、副題にある「神学と宗教学」という並列関係に見られるように、両者の研究対象が部分的には同一であると考えられているということである。つまり、ある同一の事柄や現象(この辞書を構成している各項目=各概念の下で記述、分析されている現象)は、《神学的》にも《宗教学的》にも考察され得るという前提に基づいているということである。また、第3版までの神学的傾向を考えれば、この並列関係によって示唆されているのは、「宗教学」が神学と並ぶ同等の学問領域としてではなく、第1版の表現を借りれば、神学の枠内にある「特別な学問分野」として便宜的に理解されていたということでもある。他方、第4版からは、ドイツ語の文脈においては「キリスト教」を示唆してしまうことになりかねない女性単数形の定冠詞 *die* がタイトルから削除されており、ハルナック以来の護教論的性格が後退してきていることも窺われる³⁵。

《宣教 Mission》という文脈における非キリスト教的宗教伝統との接触、とりわけ西洋諸国のキリスト教会の海外宣教が活発化してくる19世紀以降のそれは、キリスト教神学に宗教哲学的自己反省を強いる出来事であったであろうことは容易に推測されるが、その一つの形は諸宗教の神学 *Theologie der Religionen* という形態をとったことは周知の通りである。排他主義・包括主義・多元主義といった分類を軸として《他》宗教との関係を神学的に考察しようとする諸宗教の神学は、現在においても幾つかの大学神学部において科目名或いは分野名として用いられている。例えばパーダーボルン大学文化学部に属するカトリック神学科とプロテスタント神学科は共同で、「諸宗教の比較神学 *Komparative Theologie der Religionen*」バチェラー課程を提供している。後述するボーフム大学の宗教学研究センターも、その組織的前身は神学部内の「諸宗教の神学」講座であった。

こうした状況の中で、神学にとっても、「宗教学」或いはそれが取り扱う主題が神学の研究領域と交差しているという認識が、そして「宗教学」との差異化の必要性の認識が増大していることは事実である。グラディゴウとキッペンベルクが述べているように、両者の関係が「歪」であるという認識は、「神学」の側においても明らかに見られる。但し、その両者をどのように規定すべきかについて多様な見解が並存しているのが現状である。神学の側からの関係規定の試みは、

以下の三つに大まかに分けられるであろう³⁶。第一に挙げられるのが、ハルナックの主張（キリスト教研究こそが宗教研究である）を継承した形で、多かれ少なかれ護教論的含意を伴う立場であり、例えば、2009年までテュービンゲン大学プロテスタント神学部の組織神学教授であったアイラート・ヘルムスは、研究者の立場性への批判的反省を出発点とする神学こそが、真の学問的な「宗教学」であるとの立場に立っている。第二の関係規定の可能性は、「宗教学」を「宣教学」と結合することによって、「神学」と「宗教学」との融合を目指そうとする場合である。この立場を代表しているのは、ベルリン・フンボルト大学神学部（プロテスタント）の宗教・宣教学教授アンドレアス・フェルトケラーである。第三の試みは、両者の対象領域の重複という事実を認め、両者の研究上での実践的協力関係の必要性を認めるものの、方法論的には両者を明瞭に区別するという立場であり、ゲッティンゲン大学神学部（プロテスタント）の宗教学教授アンドレアス・グリュンシュロス、エアランゲン大学哲学・神学部（プロテスタント）の（組織神学の下部部門としての）宗教・宣教学教授アンドレアス・ネーリンクがその代表者である。両者は、先述の神学学術協会内の「宗教学・宣教学」部門の責任者でもある。

「神学」内部において、この三つの立場の内どの方向性がこれから主流になっていくのかを予測することは困難であるが、少なくとも神学学術協会において「宗教学・宣教学」部門が確立していることから、現状ではこの第三の理解が一定程度共有されているものと思われる。「宗教学・宣教学」部門の自己理解によれば³⁷、両領域の独自性が認められた上で、「宣教学」（昨今では「文化間神学」という名称が好まれるとされる）は非キリスト教的諸宗教を対象とし、「明瞭に神学的に動機付けられ、文化間世界教会（エクメーネ）学 *Ökumenewissenschaft* と内的親縁性を有する学問領域」であり、「宗教学」は「文化的で、自覚的に非神学的な議論を展開する学問領域」であるとされる。しかし、こうした相違にもかかわらず、「対象とする諸領域並びに方法的アプローチにおいて多くの重なり合いがあり」、こうした両者の組織的結合により、伝統的な神学の5領域と並ぶ「第6領域」（とりわけ、昨今の高等教育における神学教育との関連で）としての輪郭が整いつつあるとされている。いずれにせよ、この第三の方向性においても当然のことながら、「神学」という制度内部において「宗教学」を如何に位置づけるべきかという問いから出発していることは明らかである。それと同時に、ここでも「文化間世界教会（エクメーネ）学」と「文化学」との対比という、「宗教学」と神学双方で好まれている言説が認められる。

4. 昨今の動向

「宗教学」は昨今の高等教育制度の激変の波の中で、とりわけバチエラー・マスター制度の導入の過程において一定の地位が確保され、制度的に地歩を固め、或いは拡充してきただけではない。こうした制度的変革の過程にあって、1970年代以降インド宗教史を主軸として「体系的宗教学 *systematische Religionswissenschaft*」を構想してきたテュービンゲン大学の「宗教学」は現在では最早存在していない。こうした「宗教学」の制度的廃止・縮小は勿論、「宗教学」なるものの社会的認知度、大学内部での神学（部）との関係、並びに大学がある連邦州の文教政策と密接に関連しているものであって、その都度の文脈は多様であるが、このテュービンゲン大学の事例は、殊に文教政策に携わる人々の間での「宗教学」なるものの認知度と理解度という観点からすれば、「宗教学」が21世紀初頭においてもいまだ《若き》学問分野であって、制度的確立どころか社

会的認知でさえ獲得していないという事実の証左でもあろう。

本稿を閉じるに当たって、昨今の動向を如実に示唆していると思われる事例を二点挙げておきたい。第一点は、確立していた「宗教学」が消失したテュービンゲン大学とは対照的に、伝統的な神学的宗教研究から学際的な宗教研究へと組織的に変容を遂げたボーフム大学における「宗教学」である³⁸。ボーフム大学は、高等教育制度にかかわる先述の「ボローニャ宣言」と部分的に連動しながらも、2007年より従来の研究機関としての大学システムを抜本的に改革し、学問領域間の相互交流の促進、並びに教育と研究との有機的連関の確立を目指して、学際的なリサーチ・デパートメント制度を打ち立て、従来の学部・学科ごとの専門領域の分化の方向性ではなく、明確に学際的な方向性を持つ、新たな教育・研究機関へと改組されてきている。2012年の時点で6つの学際的なリサーチ・デパートメントが形成されているが、「宗教学」は、「蛋白質研究」「ニューロサイエンス」等と並ぶこのリサーチ・デパートメントの一つであり、それを担う機関として宗教学研究センターが組織されている。

センターの活動を教育の面から見れば³⁹、新たに導入されたバチュラー・マスター課程の枠内で「宗教学」を専攻することができるのは、他の大学と同様であるが、ボーフムの「宗教学」は、「数多くの他の文化学・社会科学の諸ディシプリンと統合されている」ことが強調され、課程教育は、個別宗教並びにそれらの歴史的展開を対象とする「質量的宗教学 *materiale Religionswissenschaft*」と、比較的方法によって諸宗教をより広範な文化的並びに社会的文脈において捉える「体系的宗教学 *systematische Religionswissenschaft*」とから構成されるとされる。前者は、古代オリエント・古典古代、ユダヤ教、キリスト教、イスラーム、インド、東アジアの各宗教史、並びに一般宗教史と関連言語の各モジュールから構成されており、後者は、宗教学基礎、体系論・比較論、歴史的変容過程、理論と方法、という四つのモジュールから成っている。更にマスター課程における研究は、センターの研究プロジェクト（2012年末の時点では、「ヨーロッパ・アジア間の宗教史のダイナミクス」「ネットワーク化された宗教」「宗教接触の研究の為の手段としての意味論的・社会的ネットワーク分析」等）の中に組み込まれることになっている。

こうした研究と教育との有機的連関を目指すセンター主導の「宗教学」は、従来の「歴史的宗教学」「体系的宗教学」という二分法を出発点としながらも、その学際的な教育並びに研究のインフラを作り上げたところにその特徴があるといえる。参考資料②は、センターに関与しているボーフム大学内の学問分野の一覧表である。学生は、これらの諸分野の中から《宗教》を主題として学ぶことができ、またそれらの分野に所属する研究者の間では、先述のプロジェクトを初めとした学際的な研究交流・協力が為されている。このように、ボーフム大学の「宗教学」は、他の多くの大学におけるように《自己》としての「宗教学」と《他者》としての他学問分野との間の関係を前提とする認識論的地平には立っておらず、学際的な相互接触と相互交流を通して宗教現象を取り扱うことによって生じてくるものとしての「宗教学」、という理解に立脚していると言える。

第二点は、1950年に設立されたドイツ宗教学史学会が2005年にドイツ宗教学協会へと改称されたことである。この改称に関しては改称の前後において極めて活発な議論が交わされたが、当時の議論⁴⁰を概観してみると、「宗教学」を巡る多様な理解が存在していることが明らかになる。まずこの改称を肯定する議論としては、「宗教史」という概念が学問史的な文脈において、プロテ

スタント自由主義並びに宗教史学派に由来する概念であって、必然的に《宗派的》負荷を帯びていること、従って、社会内において《神学的》宗教研究と明瞭に区別された宗教研究分野の名称が必要とされていること等が挙げられている。また、現代社会における宗教研究の社会的還元・貢献に関する議論と相俟って、社会・政治・文化的テーマとなっている宗教関係の諸問題に対して宗教研究が貢献しようとする際、看板として「宗教史」を掲げることによって、社会内認知度の点で不利益が生じるであろうとも議論されている。一方、改称に反対の立場からは、宗教研究が現代的宗教状況を取り扱う場合であっても、宗教史的研究が基礎研究であることに変わりはなく、改称によって、宗教研究が現代的事象に特化した学問分野であるとの誤った印象を与えることになるという論点が出され、また、IAHR が問題は孕みながらも「宗教史」を名乗り続けており、その国際学会のドイツ支部が「宗教史」の看板を外すことによる不利益も指摘された。

大きな傾向としては、改称に肯定的であったのは、社会科学の量的調査を中心とする研究者であり、否定的であったのは、従来の歴史的・文献学的方法の伝統に立つ研究者であった。この点で、ドイツの「宗教学」の学問史的観点から見れば、この改称は確かに、先述の、宗教研究の《文献学化》からの、《社会科学化》の方向への揺り戻しであると捉えることもできよう。但し、本稿で述べてきたように、現代的宗教状況への視点（例えば、社会内の宗教的な多元的状況への眼差し）が強調されているにしても、どの大学においても宗教研究の出発点として、宗教史的資料の取り扱いとそれを巡る理論的・方法的反省が「宗教学」の不可欠の前提となっていることは容易に看取されよう（先程新たな動向として言及したボーフムの例においてもそれは極めて顕著に現れている）。

いずれにせよ、社会内での「宗教学」の意義（それは、高等教育制度内で「宗教学」の学びを如何に制度的に構築していくかという問いとも密接に関連している）を、どのようにして社会に向けて発信し、社会的認知度を獲得していくか、という問いと、自らが如何なるディシプリンであるのか、あり得るのか、あるべきなのか、という問いとは、決して二つの別個の問題ではなく、不可避的に結びついているということが、この改称議論において示唆されている。

小論では、紙幅の都合上、高等教育制度と学術団体の組織化とを巡る諸問題（殊に、神学との関係規定の問題）に限定して論じたが、そこから理解されるのは、ドイツにおける「宗教学」は、他の地域の宗教研究と同様、そして、過去においても常に形成途上にあるものであったのと同様、現在においても明瞭な姿形と輪郭を呈しているものではないということである。「宗教学」とは何か、という問いは、既存の《伝統》と《歴史》を有している他の諸学問（例えば、神学や歴史学）が、学問の社会的意義を求める昨今の学問論的議論の中で揺らいでいる以上に、相変わらず《若い》この学問分野にとっては、その根底を揺るがす問いであり続けていると言えよう。

参考資料① ドイツ連邦共和国において「宗教学」関連科目が学べる大学

大学名	学部	学科・講座	課程		課程の詳細	備考
バイロイト	文化学	宗教学	修士	1	主専攻・副専攻	*
			神学*1	2	選択	
		宗教的社会化	宗教科教職	3	選択	*
			修士	4	主専攻	
ベルリン自由	歴史・文化学	宗教学	修士	5	主専攻・副専攻	* *ポツダム大学 と共同
			他教科教職	6		
		宗教史	神学*1	7	必修	
ベルリン・フンボルト	プロテスタント 神学	宣教・宗教学及び エキュメニズム研 究	神学*1	8	選択	
			宗教科教職	9	選択	
ボーフム*2						旧「諸宗教の神学」講座
ボン	哲学	宗教学	修士	10	主専攻・副専攻	*
			神学*1	11	選択	
			宗教科教職	12	選択	
ブレーメン	文化学	宗教学	修士	13	主専攻	*
			宗教科教職	14	必修	
エアフルト	哲学	宗教学	修士	15	主専攻・副専攻	* *
			他教科教職	16	必修	
フランクフルト・アム・マイン	プロテスタント 神学、カトリック 神学（学部横 断）	宗教学	修士	17	主専攻・副専攻	
			神学*1	18	必修	
			宗教科教職	19	必修	
			他教科教職	20	必修	
グッティンゲン	プロテスタント 神学、哲学（学 部横断）	一般宗教史	修士	21	主専攻・副専攻	課程は哲学部に 属す
			神学*1	22	選択	
			宗教科教職	23	必修	
			他教科教職	24	必修	
グライフスヴァルト	プロテスタント 神学	宗教学	神学*1	25	選択	
			宗教科教職	26	必修	
			他教科教職	27	選択	
ハノーファー	哲学	宗教学	修士	28	主専攻・副専攻	* *
			他科目教職	29	必修	
ハイデルベルク	哲学 プロテスタント 神学	宗教学	修士	30	主専攻・副専攻	*
		宗教史・宣教学	神学*1	31	選択	

イエーナ	プロテスタント 神学	宗教学	神学*1 宗教科教職	32 33	選択 必修	「宗教学」学士 課程のみ
ライプツィヒ	歴史・芸術・東 洋学	宗教学	修士	34	主専攻・副専攻	*
マインツ	プロテスタント 神学 歴史学 文献学第三	宗教・宣教学 西洋宗教史 ヘレニズム宗教史	神学*1	35 36 37	選択	*宗教研究関係 の講義 *同上
マールブルク	社会科学・哲学 プロテスタント 神学	宗教学 宗教史	修士 他科目教職 神学*1 宗教科教職 他教科教職	38 39 40 41 42	主専攻・副専攻 必修 選択 必修 必修	* *
ミュンヘン	プロテスタント 神学、哲学（学 部横断）	宗教学	修士 神学*1 宗教科教職	43 44 45	主専攻・副専攻 必修 選択	課程は哲学部に 所属
ミュンスター	カトリック神学	一般宗教学	修士 神学*1 宗教科教職	46 47 48	主専攻・副専攻 必修 選択	
ポツダム	哲学	宗教学	修士 他教科教職	49 50	主専攻 必修	*ユダヤ教キリ スト教比較課程 *
レーゲンスブルク	哲学・芸術学・ 歴史学・社会科 学	プロテスタント神 学（宗教教育・宗 教科教授法）	修士	51	副専攻	
ロストック	プロテスタント 神学	一般宗教学	神学*1 宗教科教職 他教科教職	52 53 54	必修 選択 選択	
ヴェルツブルク	哲学第二	哲学・宗教	修士	55	主専攻・副専攻	*学士課程のみ。 旧「宗教史」講 座

*1 「神学」＝神学国家試験（聖職者資格試験）・神学修士

*2 本文を参照のこと。

「備考」欄の「*」は、神学（部）が関与していない講座を指す。

（典拠 註4に挙げた資料を基に、論者作成）

参考資料② ボーフム大学宗教学研究センターに関与している学科・講座

- ・プロテスタント神学（旧約聖書学、新約聖書学、教会史、社会倫理）
- ・歴史学（ヨーロッパ史）（古代史、中世史、近代史、現代史）
- ・インド学
- ・イスラーム学

- ・日本学
 - ・ユダヤ学
 - ・カトリック神学 (新約聖書学、旧約聖書学、教会史)
 - ・古典文献学
 - ・文化心理学
 - ・美術史
 - ・朝鮮学
 - ・文学
 - ・医学倫理・医学史
 - ・法学
 - ・宗教学 (インド・インド周辺宗教史 (含チベット学)、ユダヤ宗教史、東アジア宗教、体系的宗教学、宗教社会学)
 - ・ロマンス語学・文学
 - ・中国学
- (典拠 www.ceres.rub.de/de/organisation/beteiligte-facher/ 最終閲覧日 2012 年 12 月 10 日)

註

- 1 本稿では、ある特定の宗教学理解を前提としていない。従って、ドイツ社会においてそのように呼び習わされているものとして括弧つきで「宗教学」と記す。
- 2 現行の憲法に相当するボン基本法 (1949 年) において、宗教科は公教育における正課として規定されている。これはヴァイマル憲法を踏襲した規定である。
- 3 この数値は以下の連邦統計局ホームページによる (最終閲覧日 2012 年 7 月 10 日)。
<https://www.destatis.de/DE/ZahlenFakten/GesellschaftStaat/BildungForschungKultur/Hochschulen/Tabellen/HochschulenHochschularten.html>
- 4 本稿では、大学における「宗教学」の設置状況に関する情報に関して、各大学のホームページの他、主に以下に依拠している。Deutsche Vereinigung für Religionsgeschichte (Hrsg.): *Religionswissenschaft: Forschung und Lehre an den Hochschulen in Deutschland. Eine Dokumentation*, Marburg, 2001; ドイツ宗教学協会ホームページ (最終閲覧日 2012 年 7 月 10 日)
http://www.dvrw.de/index.php?option=com_content&view=article&id=25&Itemid=34; Deutsche Vereinigung für Religionswissenschaft (DVRW) (Hrsg.): *Masterstudiengänge Religionswissenschaft an deutschsprachigen Hochschulen. Stand 2009*, Marburg, 2009; „BA-/MA-Studiengänge Religionswissenschaft. Im Auftrag der Deutschen Vereinigung für Religionswissenschaft (DVRW) erstellt von Steffen Rink“ (steffenrink.de/download/ba-ma-studium-2007.pdf) (最終閲覧日 2012 年 7 月 10 日)
- 5 “The Bologna Declaration of 19 June 1999” (原文は以下を参照のこと)。
http://www.ond.vlaanderen.be/hogeronderwijs/bologna/documents/MDC/BOLOGNA_DECLARATION1.pdf 最終閲覧日 2012 年 7 月 10 日)
- 6 Deutsche Vereinigung für Religionsgeschichte (Hrsg.): *Religionswissenschaft*, S. 9.
- 7 宗教科を巡る諸問題に関しては、以下の拙論を参照のこと。「ドイツ連邦共和国の公教育における宗教教育と宗教教科書——バイエルン州とブランデンブルク州を事例として——」世界の宗教教科書プロジェクト編『世界の宗教教科書』、大正大学出版会、2008 年 (DVD 版)。
- 8 ドイツにおける「心理学」の問題は、「宗教学」と同様、その一部は「神学」からの《解放》過程として捉えられる。
- 9 後発の社会学の影響下で「教会社会学」「教区社会学」が現れてくるのは、「宗教社会学」の制度化と並行した 1950 年代以降であり、しかも必ずしも神学部内で遂行されたものではない
- 10 ライプツィヒ大学の初代宗教学講座教授であるスウェーデン人ナータン・ゼーダーブロムの、「宗教史を通した神の存在証明」論はこの文脈の中に据えることができよう。《宗教学史派》に関しては以下の拙論を参照のこと。「宗教史」の宗教性——宗教運動としての宗教学史派とその「布教」戦略——市川裕他編『宗教史とは何か (上)』リトン、2008 年、63-100 頁。
- 11 „Übersicht über die Gegenstände des Studiums der Evangelischen Theologie“。この文書は、2012 年

-
- 3月にEKDが定めた大学におけるプロテスタント神学教育の指針である。
- 12 „Studienordnung des Fachbereichs Evangelische Theologie der Johann Wolfgang Goethe-Universität, Frankfurt am Main für den Studiengang „Evangelische Theologie“ (Erste Theologische Prüfung/Magister theologiae). Beschluss des Fachbereichsrats Ev. Theologie vom 04.06.2010“.
 - 13 „Fachspezifischer Anhang zur SPol (Teil III): Studienfach Evangelische Religion im Studiengang L3 vom 07.09.2011“.
 - 14 Karl E. Grözinger, Burkhard Gladigow, Hartmut Zinser (Hrsg.): *Religion in der schulischen Bildung und Erziehung. LER - Ethik - Werte und Normen in einer pluralistischen Gesellschaft*, Berlin, 1999.
 - 15 „Anhang 3.6 ABL: Kerncurriculum Ethik. Amtliche Mitteilungen der Phillips Universität Marburg, Veröffentlichungsnummer: 78/2010, veröffentlicht am: 18.11.2010“.
 - 16 „Ordnung für das Bachelor- und Masterstudium im Lehramt Lebensgestaltung - Ethik - Religionskunde (LER) an der Universität Potsdam. Vom 26. Januar 2006“, S. 151.
 - 17 „Prüfungsordnung für den Masterstudiengang Lehramt an Gymnasien an der Gottfried Wilhelm Leibniz Universität Hannover und der Hochschule für Musik, Theater und Medien Hannover vom 18.12.2009“ (letzte Änderungen vom 20.09.2012), S. 64.
 - 18 2008年夏学期までは、「ユダヤ・キリスト教宗教学」という課程も存在したが、廃止されている。
 - 19 „Ordnung für den Masterstudiengang Religionswissenschaft mit dem Abschluss Master of Arts (M.A.) an der Johann Wolfgang Goethe-Universität Frankfurt am Main vom 18. Juni 2008“, S. 4.
 - 20 „Ordnung für den Teilstudiengang Religionswissenschaft mit dem Abschluss Bachelor of Arts (B.A.) im Hauptfach an der Johann Wolfgang Goethe-Universität Frankfurt am Main vom 18. Juni 2008“, S. 27-42.
 - 21 “Ordnung für den Masterstudiengang”, S. 29-33.
 - 22 „Ordnung für den Teilstudiengang“, S. 28.
 - 23 <http://www.ioa.uni-bonn.de/abteilungen/religionswissenschaft/studium/ba-asienwissenschaften> (最終閲覧日 2012年12月20日)
 - 24 <http://www.ioa.uni-bonn.de/abteilungen/religionswissenschaft/abteilung/fachbeschreibung> (最終閲覧日 2012年12月20日)
 - 25 <http://www.ioa.uni-bonn.de/studium/master/religionswissenschaft-geplant> (最終閲覧日 2012年12月20日)
 - 26 Michael Stausberg: „Western Europe“, in: Gregory D. Alles (ed.): *Religious Studies. A Global View*, New York, 2010, pp. 14-49.
 - 27 しかし、この点で興味深いのは、シュタウスベルクの上掲書(27頁)での以下の指摘である。彼によれば、1960年代以降に生まれた宗教学者の中で、明瞭にキリスト教的な特徴を持った学者は稀であり、「ある人々は異教徒、魔女、シャーマン、エソテリシスト、或いは無神論者として知られている。また他の人々は、宗教的には無関心であるか「音痴」[マックス・ヴェーバーは、自らを「宗教的には音痴である」と述べている]である」。ノルウェーで教鞭をとるシュタウスベルクは確かに、西欧の宗教研究の一般的状況としてこのように指摘し、しかもそれは逸話に過ぎないと述べているが、このように「西欧の宗教研究者はその他の地域の学者たちと大差はなく」、「宗教学」は《非キリスト教的》な学者による営為であるという示唆は、一体どのような行為を遂行している発言なのかを検討することは、西欧における「宗教学」の現代の特徴を理解する為に無意味なことではなからう。
 - 28 拙論「政治・宗教・学問の狭間で——ナチズム期ドイツの「宗教学」」磯前順一、タラル・アサド編『宗教を語りなおす——近代のカテゴリーの再考』、みすず書房、2006年、51-84頁。
 - 29 この「宗教学」の学会は2012年12月の段階で255名の会員を擁している。
 - 30 Klaus Hock: *Einführung in die Religionswissenschaft*, Darmstadt, 2002, S. 175. ヨーロッパ宗教学協会 European Association for the History of Religions が設立されたのは2000年である。
 - 31 Gregor Ahn: „Die Deutsche Religionsgeschichtliche Studiengesellschaft (DRSG)“, in: *Mitteilungsblatt der Deutschen Vereinigung für Religionsgeschichte*, Nr. 32 (2000), S. 26-28.
 - 32 Eilert Herms (Hrsg.): *Menschenbild und Menschenwürde*, Göttingen, 2001, S. 9-12.
 - 33 Hock, a.a.O., S. 176.
 - 34 以下を参照のこと。Eric J. Sharpe: *Comparative Religion. A History*, Chicago, 1886; Stausberg,

-
- a.a.O.. 前掲拙論。ハンス・G・キッペンベルク『宗教史の発見』、岩波書店、2005年。
- 35 拙論「「宗教史」の宗教性」を参照のこと。
- 36 Hock, a.a.O., S. 174.
- 37 www.wgth.de/index.php/religionswissenschaft-und-missionswissenschaft/79-die-fachgruppe-religionswissenschaft-und-missionswissenschaft (最終閲覧日 2012年12月20日)
- 38 www.ceres.rub.de (ボーフム大学宗教学研究センターホームページ。最終閲覧日 2012年12月20日)
- 39 „Studienordnung für das Bachelor-Studium des Fachs Religionswissenschaft im Rahmen des gestuften 2-Fach-Bachelor- und Master-Studiengangs an der Ruhr-Universität Bochum (B:A:-RW)“.
- 40 2005年から2006年にかけてのドイツ語圏の「宗教学」のメーリングリスト Yggdrasil における議論を参照した。